

別紙 1

① 渋谷区グループホームつばめの里・本町東（予防介護）

【介護保険】	1日あたりの 1割自己負担金	1日あたりの 2割自己負担金	1日あたりの 3割自己負担金
要支援 2	817 円 (30 日 24,493 円)	1,633 円 (30 日 48,985 円)	2,450 円 (30 日 73,477 円)
要介護 1	821 円 (30 日 24,624 円)	1,642 円 (30 日 49,247 円)	2,463 円 (30 日 73,870 円)
要介護 2	859 円 (30 日 25,768 円)	1,718 円 (30 日 51,536 円)	2,577 円 (30 日 77,303 円)
要介護 3	885 円 (30 日 26,553 円)	1,770 円 (30 日 53,105 円)	2,655 円 (30 日 79,658 円)
要介護 4	903 円 (30 日 27,076 円)	1,805 円 (30 日 54,152 円)	2,708 円 (30 日 81,227 円)
要介護 5	921 円 (30 日 27,632 円)	1,842 円 (30 日 55,263 円)	2,763 円 (30 日 82,896 円)
【加算】 該当種目のみ算定	1割自己負担金	2割自己負担金	3割自己負担金
■初期加算（30 単位） 30 日まで	33 円/1 日	66 円/1 日	99 円/1 日
■協力医療機関連携加算(1)	109 円	218 円	327 円
□協力医療機関連携加算(2)	44 円	88 円	131 円
□医療連携体制加算Ⅰ イ	63 円/日	125 円/日	187 円/日
□医療連携体制加算Ⅰ ロ	52 円/日	103 円/日	154 円/日
■医療連携体制加算Ⅰ ハ	41 円/日	81 円/日	121 円/日
□医療連携体制加算Ⅱ	6 円/日	11 円/日	17 円/日
■入退院支援加算	269 円/日	537 円/日	805 円/日
■口腔衛生管理体制加算	33 円	66 円	99 円
■若年性認知症入居者受入加算	131 円	262 円	393 円
■退居時情報提供加算	273 円	545 円	818 円
■退居時相談援助加算	436 円	872 円	1,308 円
□認知症チームケア推進加算Ⅰ	164 円	327 円	491 円
□認知症チームケア推進加算Ⅱ	131 円	262 円	393 円
□生活機能向上連携加算Ⅰ	109 円	218 円	327 円
■生活機能向上連携加算Ⅱ	218 円	436 円	654 円
■看取り加算 死亡日	1,396 円	2,791 円	4,186 円
■死亡日以前 2 日または 3 日	742 円/日	1483 円/日	2224 円/日
■死亡日以前 4 日以上 30 日以下	157 円/日	314 円/日	471 円/日
■死亡日以前 31 日以上 45 日以下	79 円/日	157 円/日	236 円/日

□サービス提供体制強化加算Ⅰ	24 円/日	48 円/日	72 円/日
□サービス提供体制強化加算Ⅱ	20 円/日	40 円/日	59 円/日
□サービス提供体制強化加算Ⅲ	7 円/日	13 円/日	20 円/日
□生産性向上推進体制加算Ⅰ	109 円	218 円	327 円
■生産性向上推進体制加算Ⅱ	11 円	22 円	33 円
■科学的介護推進体制加算	44 円	88 円	131 円
□感染対策向上加算Ⅰ	11 円	22 円	33 円
□感染対策向上加算Ⅱ	6 円	11 円	17 円
■介護職員処遇改善加算Ⅱ ロ	所定単位数×22.0%×10.9 の利用者の負担割合に応じた自己負担分		
実費負担分（一般）			
家賃	63,000 円/月	月合計額 <u>129,000 円</u>	
光熱水費	15,000 円/月		
食費	36,000 円/月		
その他生活費 （共益費）	15,000 円/月		
※退居時に居室クリーニング代のご負担をお願いいたします。			

- ※1 年度末にユニットごとに光熱水費・食費・その他生活費を清算して家族会等で内訳を報告すると共に、余剰金が発生した場合は各利用者にお返しし、不足が生じる場合には不足分を請求いたします。
- ※2 入院期間中や外泊期間中も家賃・その他の生活費（共益費）は請求いたします。
- ※3 退居に際し、荷物の搬出日まで家賃及びその他生活費（共益費）を請求いたします。
- ※4 外食等で欠食される場合も食費を請求いたします。
- ※5 その他生活費（共益費）は、共用設備や備品に関わる消耗品費・修繕費・保守点検費・維持管理費・清掃費等、共有の購読物・玄関等のマットを始めとする各リース代など共有で使用する物の費用となります。
- ※6 ご退居時にハウスクリーニング代や破損備品の修理費用等をご負担いただきます。
- ※7 オムツや紙パンツ、パッド等はお持ち込み頂くか実費をご負担頂きます。
- ※8 医療費は実費となります。
- ※9 生活保護受給者の介護保険自己負担分は生活保護の受給率に応じて補助されます。

【加算について】

- ※ サービス提供体制強化加算は職員の資格保有率などの職員体制により変わります。
- ※ 認知症専門ケア加算は、要件を満たした職員配置がある場合のみとなります。
- ※ 加算は職員体制等により変わり、又、個別ケアの料金は対象となった方のみが加算されます。適用となる加算については管理者までお問い合わせ下さい。